

千葉市高齢者緊急通報システム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、簡易な操作で通報することができる装置（以下「緊急通報装置」という。）を貸与し、急病及び災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、併せて定期的な安否の確認と健康・医療相談に応じることにより、当該高齢者の福祉の増進に寄与する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり暮らし 同居者がいない、又は同居者が病院・施設等に入院・入所している場合であって、今後3か月以上退院・退所の見込みがないと確認された状態のことをいう。
- (2) 在宅 病院・施設以外のことをいう。ただし、サービス付高齢者向け住宅、有料老人ホーム等の24時間対応の緊急通報・安否確認サービスや生活相談サービスのある住居は含まない。
- (3) 緊急通報装置 緊急時に機器本体又はペンダント型発信器の緊急通報ボタンを押すことにより、受信センターに通報することが可能な機能を有する装置及び安否確認センサー並びに火災センサーをいう。
- (4) 安否確認センサー 扉等に設置し、24時間反応がない場合は受信センターへ自動通報する装置をいう。
- (5) 火災センサー 火災の温度上昇による熱の発生を感知し、受信センターへ自動通報する装置をいう。
- (6) 受信センター 緊急通報装置からの通報を24時間体制で受信して、状況確認のうえ必要に応じて適切な処置を行うための場所をいう。
- (7) 高齢者福祉電話 千葉市が電話加入権を有するアナログ電話回線及び固定電話の貸与

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、千葉市とする。ただし、市長は事業の一部を民間事業者等（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第4条 利用対象者は、次の要件をすべて満たすものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この条に規定する者以外の者を事業の利用対象とすることができる。

- (1) 市内に住所を有する在宅のおおむね65歳以上の者
- (2) 世帯の状況が次のいずれかに該当すること。
 - ア ひとり暮らし
 - イ 同居人はいるが、同居人が重度の要介護者である者

(事業内容)

第5条 市長は、事業の利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対して次のサービスを提供する。

- (1) 利用者に緊急通報装置を貸与すること。
- (2) 利用者から緊急通報を受信した場合若しくは安否確認センサー又は火災センサーで異常を感知した場合は、必要に応じて駆けつける等速やかに適切な対応をすること。
- (3) 利用者から健康・医療相談を受けた場合に適切な指導を行うとともに、必要に応じて関係機関への連絡調整を行うこと。
- (4) 利用者に対し、定期的な安否確認を行うこと。

2 緊急事態対応のため、住居等の一部に破損を生じた場合は、その修復義務について、千葉市及び事業者は責任を負わないものとする。

(申請等)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 高齢者緊急通報システム利用申請書（様式第1号）
- (2) 高齢者緊急通報システム協力員・親族連絡先登録同意書（様式第2号）（以下「同意書」という。）
- (3) 高齢者緊急通報システムの利用に係る誓約書（様式第3号）

2 申請者のうち次の各号のいずれかに該当し、高齢者福祉電話を利用しようとする者は、高齢者福祉電話貸与契約書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による被支援給付世帯（単給世帯を含む）
- (2) 市民税所得割非課税世帯（市民税非課税世帯を含む）

(決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要事項を調査のうえ、利用の可否を決定し、高齢者緊急通報システム利用決定通知書（様式第5号）又は高齢者緊急通報システム利用却下通知書（様式第6号）により、申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用を決定したとき又は前条第2項の規定により契約書の提出があった場合は、その旨を事業者に通知するものとする。

(負担額)

第8条 高齢者福祉電話の電話加入権、設置に要する費用については市が負担し、それ以外のものについては高齢者福祉電話の貸与を受けている者（以下「貸与者」という。）の負担とする。

(機器の管理)

第9条 利用者は、善良な管理者の注意をもって緊急通報装置及び高齢者福祉電話（以下「機器」という。）を使用しなければならない。

2 利用者は、機器を事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸付し又は担保に供する等してはならない。

3 利用者は、故意又は過失により機器を破損し、又は紛失したときは、直ちに市長にその旨を申し出たうえ、その損害相当額を賠償しなければならない。

(協力員)

第10条 同意書により当該利用者の協力員となることに同意した者は、次に掲げる活動を

行うものとする。

(1) 利用者が緊急通報を発し、若しくは安否確認センサー又は火災センサーにより異常を感知し、受信センターより連絡があった場合は、その対応について受信センターと協議すること。

(2) 前号の対応に基づき、必要に応じて関係機関等へ連絡すること。

2 協力員は、利用者1人につき原則として1名確保するものとする。

(変更)

第11条 利用者等は、第6条第1項の規定により申請を行った内容に変更が生じたときは、高齢者緊急通報システム利用変更届（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(廃止等)

第12条 事業の利用を必要としなくなった者は、高齢者緊急通報システム利用廃止届（様式第8号。以下「廃止届」という。）を速やかに市長に提出するとともに、緊急通報装置の返却等、その指示に従わなければならない。

2 高齢者福祉電話の利用を必要としなくなった者は、高齢者福祉電話貸与契約解除届（様式第9号。以下「解除届」という。）を市長に提出するとともに、高齢者福祉電話の返却等、その指示に従わなければならない。

なお、前項により事業の利用を廃止する利用者については、廃止届の提出をもって、解除届の提出があったものとみなす。

3 市長は、前2項の提出があったときは、その旨を事業者へ通知するものとする。

(取消)

第13条 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、市長は緊急通報システムの利用を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する利用対象要件を満たさなくなったとき。

(2) 虚偽の申請によって、事業の利用決定を受けたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他市長が事業を利用する必要がないと認めたとき。

2 市長は、利用を取り消したときは、高齢者緊急通報システム利用取消決定通知書（様式第10号）により、当該申請者に通知するとともに、速やかに利用者宅から緊急通報装置を撤去する。

ただし、申請者の死亡等により申請者に通知することが困難なときは、通知を省略することができるものとする。

3 市長は、利用を取り消したときは、その旨を事業者へ通知するものとする。

(解除)

第14条 貸与者が次の各号のいずれかに該当したときは、市長は高齢者福祉電話貸与契約を解除することができる。

(1) 第6条第2項の貸与要件を満たさなくなったとき。

(2) 正当な理由なく第8条の規定により負担する費用の支払を怠ったとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他市長が貸与の必要がないと認めたとき。

2 市長は、貸与契約を解除したときは、高齢者福祉電話貸与契約解除決定通知書（様式第

11号)により、当該貸与者へ通知するとともに、速やかに貸与者宅から高齢者福祉電話を撤去する。

ただし、貸与者の死亡等により貸与者に通知することが困難なときは、通知を省略することができるものとする。

3 市長は、貸与契約を解除したときは、その旨を事業者へ通知するものとする。

(関係機関との連携)

第15条 市長は、事業の円滑な運営を行うため、市消防局その他必要な関係機関と密接な連携を保ち、その協力を得て、高齢者緊急通報システム事業の円滑な推進を図るものとする。

(利用者情報の提供)

第16条 市長は、利用者の情報を事業者に提供するにあたり、あらかじめ利用者の同意を得て情報提供するものとする。なお、事業者は、事業の委託によって知り得た利用者に関する秘密を守らなければならない。

2 市長は、あらかじめ利用者の同意を得て、緊急対応に必要な利用者の情報を市消防局へ提供するものとする。

(台帳の整備)

第17条 市長は、事業の実施にあたり、利用者に関する必要な事項を把握するため、緊急通報システム利用者登録台帳(様式第12号)を整備するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の千葉市要援護老人等日常生活用具給付等事業実施要綱に基づいて決定された利用者は、本要綱に基づいて決定されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の千葉市高齢者緊急通報システム事業実施要綱第6条第2項の規定により貸与された高齢者福祉電話については、本要綱に基づいて貸与されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。